

令和7年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会 質問及び意見

○ 質問

令和7年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会資料への質問等について、次のとおり回答します。

<p>案件名</p>	<p>【資料2】 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者制度に係るあり方(素案)について</p>
<p>質問</p>	<p>1. 世田谷区の障害者福祉施設について、①区の管理運営、②指定管理者制度、③業務委託しているもの、があると推察されます。現在の状況(施設別に上記区分別にどうなっているのか)と、施設運営の方法をどのような基準で決定するのか、ご教示願います。</p> <p>そもそも、区が運営している施設が有るのかないのか？もし、区が運営管理している施設がない場合、区としての障害者施設の管理運営のノウハウが蓄積されません。指定管理者を管理監督するためには、区が運営管理する施設は必要と考えます(1, 2か所でもよいので)が、どうでしょうか。</p> <p>2. 今後指定期間を7年とするとのことですが、施設運営の安定性の観点では他の区でも導入している10年とする考えもあると思います。検討委員会ではどのような検討が行われ最終的に7年と決定したのでしょうか？</p>
<p>回答</p>	<p>1 区立障害者福祉施設の管理運営方法について</p> <p>障害者総合支援法の法内サービスを中心としたサービス提供を行う区立障害者福祉施設(19施設 24 事業所)について、施設の運営にあたっては、民間事業者のノウハウや創意工夫、柔軟な発想により、利用ニーズにあった迅速な対応やサービスの向上が期待でき、この間も制度の効果を活かした着実な運営がなされていることから、全施設で指定管理者制度を導入しています。</p> <p>今回のあり方検討にあたっては、運営形態の比較検討も行っており、区の直営について、ご質問いただいたとおりノウハウの蓄積は期待できる一方で、行政特有の規則等により利用者ニーズに応じた迅速で柔軟な運営が難しいこと等から、引き続き指定管理者制度を適用することとしています。</p> <p>2 指定期間について</p> <p>他区では指定期間を10年間とする事例もある一方で、区においては指定管理者候補者の選定にあたり、公募ではなく、適格性の審査による選定を基本とするため、適切な審査・評価体制を維持する必要があります。</p> <p>検討委員会では、指定管理者を指導・育成する観点が必要であるとの意見があったことも踏まえ、現行の評価時期とあわせ指定期間4年目に中間評価(施設調査)を実施し、5年目に評価結果を踏まえた施設運営の更なる充実に取り組み、6年目に運営・改善状況を再度評価するため、指定期間を7年間としました。</p>

案件名	【資料2】 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者制度に係るあり方(素案)について
質問	区立の障害者施設 19 施設のリストが資料にありましたが、もし、それらの施設がそれぞれどのような施設であるかがわかるような一覧できる資料があれば教えてください。
回答	区立障害者福祉施設の一覧(施設名・実施事業など)は資料をご確認いただき、詳細な情報については、大変お手数ですが、以下の区ホームページよりご参照ください。 ※区立障害者福祉施設は「区立●●」という名称の施設です。 https://www.city.setagaya.lg.jp/fukushikenkou/shougaifukushi/category/12498.html

○ 意見

今回頂戴しましたご意見については、各担当所管に共有させていただきました。

NO.	案件名	意見
1	【資料1】 せたがやインクルージョンプラン－ 世田谷区障害施策推進計画－の 策定について(諮問)(案)	資料 1、5頁 2.次期計画検討にあたっての視点(案)について、他に必要と考えられる項目を提案いたします。 ・障害福祉人材の確保・定着の勘案 全ての支援の充実には支援者の人材が必須です。継続して力を入れていただきたいです。 ・障害者の重度化及び高齢化への対応 地域生活を継続するために必要なことです。医療の発達により障害者の寿命も延長し、増加する傾向にあると思われるからです。

※ 質問・意見において個人情報等を含む箇所については、表現を加工、修正させていただく場合があります。